

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの  
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (13)

質問事項 (調査対象件数)			49. ジョージア (GE) 60	50. コロンビア (CO) 52	51. エジプト (EG) 49	52. マケドニア (MK) 46			
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	1 同一と判断しない	2	調査票対象外	0	調査票対象外	2
	b	縦書きと横書きの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	c	右横書きと左横書きの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	d	アクセント符号の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	e	句読点、引用符の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	f	スペルの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	g	音訳と英語の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	h-1	書体の相違		21 同一と判断しない	24		3		7
	h-2	書体の相違を認める程度			独創的書体は同一と認めない				
	i	標準文字の扱い			書体の相違は考慮しない				
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断			書体の相違は考慮しない				
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度			商標の本質に影響を与えない例外				
l-1	色彩の相違			同一と判断しない	3	7		20	
l-2	色彩の相違を認める程度			-					
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況				課題はない		調査票対象外		
Q1-3	同一性認証の特徴				-				
Q2-1	同一性の審査基準の有無				なし				
Q2-2	同一性の審査基準の公開				-				
Q2-3	同一性審査基準の送付可否				-				
Q2-4	同一性の具体的な確認方法				-				
Q3-1	マドプロ登録可能な商標				立、音、和、色、位、におい、				
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断				なし				
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法				-				

#### 4. 3. 5 1 エジプト・アラブ共和国

##### (1) 案件調査結果（概要）

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）を本国官庁とする国際登録の調査対象数は49件であった。基礎商標と国際登録の比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、28件（57.1%）であった。

エジプトにおける特徴は、デザイン要素の一部の変更や色に関する同一性の認定は、日本の運用に比べて緩やかに行われていることが文献調査から推測できる。エジプトには標準文字制度の規定は見当たらず、標準文字の宣言のある国際登録は確認されなかった。標準文字の宣言がない場合において、アラビア文字と英語の行間スペースが相違するもの、書体（フォント）や色の相違、デザインの一部や配置が相違するものであっても同一と認定しているものが確認された。

##### (2) 同一性認定に関する規定・基準等

エジプトにおける、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) エジプト知的財産庁調査票回答結果

エジプト知的財産庁は調査票による調査対象外のため、事例調査結果のみ表 51-1 に示す。

表 51-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	3*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	7

\*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

#### (4) 文献調査結果 (詳細)

##### ア 同一性判断結果

エジプトにおいて調査を行った結果を表 51-2 に示す。国際登録 49 件のうち、標準文字の宣言のないものが 49 件、標準文字の宣言のあるものは確認されなかった。

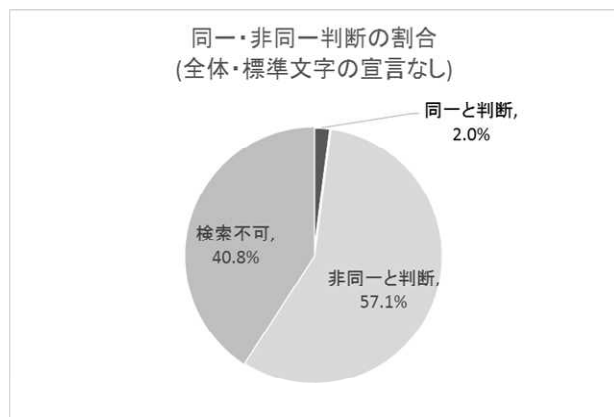
標準文字の宣言がない国際登録では 49 件中の 28 件 (57.1%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体・標準文字の宣言なし) を図 51-1 に示す。

表 51-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	49	0	49
同一と判断	1	0	1
非同一と判断	28	0	28
検索不可能	20	0	20

図 51-1 同一・非同一判断の割合 (全体・標準文字の宣言なし)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であるないと判断されたる各相違の内容の内訳を表 51-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合において、構成、色又は配置が相違する事例が多く確認された。

表 51-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
構成	19	0	19
色	7	0	7
配置	5	0	5
書体（フォント）	3	0	3
背景	2	0	2
拡大縮尺	2	0	2
文字態様	2	0	2
その他	0	0	0
濃淡（参考） <sup>*1</sup>	19	0	19

<sup>\*1</sup> 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 51-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合において、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が 18 件確認された。

表 51-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 （追加・削除）	18	0	18
その他 <sup>*1</sup>	1	0	1

<sup>\*1</sup> 商標が全く異なっている。

エ エジプトにおける同一性認証の調査事例

標準文字の宣言がある国際登録はないため、標準文字の宣言がない国際登録に対して、日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

a. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例





表 51-5 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1230788	基礎商標登録番号= 282242
		
基礎商標と国際登録で各行間のスペースが相違している。		
②	国際登録番号= 1199424	基礎商標登録番号= 179291
		
基礎商標には外枠と上部に文字が存在するが、国際登録には存在しない。		
③	国際登録番号=1201738	基礎商標登録番号= 2013724343
		
基礎商標の一部しか国際登録されておらず、また、色も相違している。		

b. 色

色が相違している事例

表 51-6 色の相違に関する事例

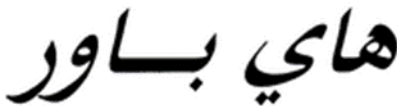



	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1193052	基礎商標登録番号= 229996
		
基礎商標と国際登録色が相違している。		
②	国際登録番号=1178264	基礎商標登録番号= 180697
		
基礎商標は白黒であるが、国際登録はカラーである。		



c. 書体（フォント）

書体（フォント）が相違している事例

表 51-7 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1245641	基礎商標登録番号= 237972
	<b>Hi POWER</b> 	<b>Hi POWER</b> 
	基礎商標と国際登録で英文字の書体及びアラビア文字の書体が相違し、さらに上段と下段の文字の間隔が相違している。	
②	国際登録番号= 1177010	基礎商標登録番号= 231091
	 <b>REMAS</b>	 <b>REMAS</b>
	基礎商標と国際登録で英文字の書体及びアラビア文字の書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

エジプトにおいて、知的財産法及び知的財産規則に標準文字に関する規定はみられない。

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの  
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>